

広陵町地域公共交通活性化協議会公印規程

(趣旨)

第1条 この規程は、広陵町地域公共交通活性化協議会事務局規程第6条の規定に基づき、広陵町地域公共交通活性化協議会(以下「協議会」という。)の公印に関し、必要な事項を定めるものとする。

(公印の取扱い)

第2条 協議会の公印の種類は会長印とし、公印の名称、形状、書体、寸法、用途、個数及び管理者は、別表のとおりとする。

2 協議会の公印の保管、取扱い等については、町において定められている公印の取扱いの例による。

附 則

この規程は、平成22年9月1日から施行する。

別表（第2条関係）

名称	形状	書体	寸法（mm）	用途	個数	管理者
広陵町 地域公共交通 活性化協議会 会長之印		てん書	21 × 21	会長名を もって発 する文書	1	事務局長